

## 序章 訴訟規範およびその適用

### 第1条 訴訟法定主義。

民事訴訟において、裁判所、および、これに訴える、また、介入する者は、本法の規定に従って行動しなければならない。

### 第2条 民事訴訟規範の適用時期。

時限法の規定で別段の定めがない限り、民事裁判所に対応する事項は、常に、遡及されない現行の訴訟規範に従ってその裁判所により審理される。

### 第3条 民事訴訟規範の(適用)領域。

国際条約および協定が規定する唯一の例外を除き、国内で行われる民事訴訟は、スペインの訴訟規範のみに従う。

### 第4条 民事訴訟法の補充的性質。

刑事訴訟、行政訴訟、労働訴訟および軍事訴訟を規定する法律に(該当する)条項がない場合、本法の規定がそれらすべてに適用される。